

第5回境港市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年5月10日（月） 午後1時30分から午後3時00分まで

2. 開催場所 境港市役所 第1会議室

3. 出席委員（11人）

会長（議長）	9番	足立晋哉
農業委員	1番	酒井美智子
	3番	阿部和夫
	4番	佐々木隆
	5番	藪内明
	6番	古徳哲郎
	7番	足立恵一
最適化推進委員	10番	濱田孝
	11番	角興
	12番	築谷敏樹
	13番	永井和人

4. 欠席委員 2番 河岡誠

5. 農業委員会事務局職員

事務局長	山田幹夫
主幹	渡邊龍太
主任	須山裕介

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会務報告

第3 議案審議及び報告

議案第20号 農地法第3条の規定による許可申請書について

議案第21号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書について

議案第22号 非農地証明申請について

議案第23号 農用地利用集積計画（案）について

議案第24号 農用地利用配分計画（案）について

報告第14号 農地法第18条第6項の規定による通知書

報告第15号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

7. 会議の概要

議 長 ただ今から、令和3年第5回境港市農業委員会総会を開会いたします。
本日の欠席委員は1名ですので定足数に達しており会議は成立しております。
それでは、委員会会議規則第11条第2項に規定する総会の議事録署名委員
について、議長から指名してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 それでは、6番古徳委員、7番足立委員にお願いします。
続いて、会務報告を行います。

（会長から次の事項について会務報告）

令和3年4月20日（火） 西部農業委員会会長協議会総会
（会長・事務局長）

令和3年4月22日（木） 常設審議委員会

議 長 それでは、議案審議に入ります。議案第20号「農地法第3条の規定による許可申請書について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事 務 局 議案第20号「農地法第3条の規定による許可申請書について」ご説明いたします。議案の1～5ページです。

（番号1）

譲渡人が外江町のAさんで、譲受人が外江町のBさんです。

申請地を贈与により所有権移転し露地野菜を栽培するという申請内容です。土地の所在は、外江町、畑、353㎡、で調整区域内にあります。地図は2ページです。

次に、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明します。

まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、所有権移転後も耕作を維持するとのことですので、農地を効率的に利用できると見込まれます。

第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人は1年を通して農作業に従事されるということで、農作業への常時従事は可能と見込まれます。

第5号の下限面積要件についてですが、他耕作農地面積が、2,339㎡で、合計耕作農地面積が、2,692㎡となり、下限面積要件の20アールを満たすこととなります。

第6号の転貸禁止要件には該当いたしません。

第7号の地域調和要件ですが、耕作を維持することで農地の荒廃を防ぐことができるということで、今回の権利設定及び権利移動により、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断しております。

現地調査は、阿部委員、浜田委員、永井委員にお願いしました。以上です。

議 長 議案の説明が終わりました。現地調査の報告をお願いします。

浜田委員 住宅の中に畑が点在しておりまして、すぐに耕作出来るような状態です。皆様の審議をお願いいたします。

議 長 現地調査の報告がありましたが、ご意見ご質問等はありませんか。それでは採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、(番号1)は、原案のとおり承認されました。

議 長 続きまして番号2を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (番号2)

譲渡人が三軒屋町のCさんで、譲受人が三軒屋町のDさんです。

申請地を贈与により所有権移転し露地野菜を栽培するという申請内容です。土地の所在は、三軒屋町、畑、492㎡、で調整区域内にあります。地図は4ページです。

次に、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明します。

まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、所有権移転後も耕作を維持するとのことですので、農地を効率的に利用できると見込まれます。

第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人は1年を通して農作業に従事されるということで、農作業への常時従事は可能と見込まれます。

第5号の下限面積要件についてですが、他耕作農地面積が、16,508㎡で、合計耕作農地面積が、17,000㎡となり、下限面積要件の20アールを満たすこととなります。

第6号の転貸禁止要件には該当いたしません。

第7号の地域調和要件ですが、耕作を維持することで農地の荒廃を防ぐことができるということで、今回の権利設定及び権利移動により、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断しております。

現地調査は、阿部委員、浜田委員、永井委員にお願いしました。以上です。

議 長 議案の説明が終わりました。現地調査の報告をお願いします。

永井委員 Cさんは、3年位前まではネギを作っておられましたが、畑では見なくなって育苗ハウスだけで耕作しておられます。今回、Dさんに譲るということです。皆様の審議をお願いいたします。

議 長 議案の説明と現地調査の報告がありましたが、ご意見ご質問等はありませんか。それでは採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、(番号2)は、原案のとおり承認されました。続きまして、議案第21号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事 務 局 議案第21号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」説明をさせていただきます。議案の6～23ページです。

(番号1)

譲渡人は、竹内町のEさんで、譲受人は誠道町のFさんです。

土地の所在は、8ページにあります竹内町、畑、302㎡、及び竹内町、畑、315㎡、合計617㎡です。

申請理由は、申請地を売買により譲り受けて、一般個人住宅を建設したいということです。

申請地周辺の農地区分につきましては、住宅が連たんしている区域であり、第3種農地に該当します。

資力及び信用につきましては、金融機関からの融資証明証が提出されております。

遅滞なく転用目的に供することの確実性につきましては、添付された事業計画書から妥当と判断されます。

土地改良区の同意の意見書は添付されております。

計画面積につきましては、添付された土地利用計画図から適当と思われます。
周辺農地の営農条件への支障につきましては、周辺には耕作中の農地は無く、
被害発生恐れはないと考えられます。

現地調査は、阿部委員、浜田委員、永井委員にお願いしました。以上です。

議 長 議案の説明が終わりました。現地調査の報告をお願いします。

阿部委員 周辺も住宅が密集しているところで、問題はないと思います。皆様の審議をお願いいたします。

議 長 議案の説明と現地調査の報告がありましたが、ご意見ご質問等はありませんか。
それでは採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、(番号 1) は、原案のとおり承認されました。
続きまして番号 2 を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (番号 2)

譲渡人は、高松町の G さんで、譲受人は高松町の H さんです。

土地の所在は、11 ページにあります高松町、畑、191㎡、及び、高松町、
畑、194㎡、合計385㎡です。

申請理由は、申請地を贈与により譲り受けて、店舗及びドッグランを設置したい
ということです。

申請地周辺の農地区分につきましては、住宅が連たんしている区域であり、第
3種農地に該当します。

資力及び信用につきましては、金融機関からの残高証明証が提出されております。

遅滞なく転用目的に供することの確実性につきましては、添付された事業計画
書から妥当と判断されます。

土地改良区の同意の意見書は添付されております。

計画面積につきましては、添付された土地利用計画図から適当と思われます。
周辺農地の営農条件への支障につきましては、隣接農地との境界にブロックを
設置することから、流水等による被害発生恐れはないと考えられます。

現地調査は、阿部委員、浜田委員、永井委員にお願いしました。以上です。

議 長 議案の説明が終わりました。現地調査の報告をお願いします。

阿部委員 Hさんが店舗及びドッグランを設置したお店を出されるということです。特に問題はないと思います。皆様の審議をお願いいたします。

議 長 議案の説明と現地調査の報告がありましたが、ご意見ご質問等はありませんか。それでは採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、(番号2)は、原案のとおり承認されました。続きまして番号3を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (番号3)

譲渡人は、高松町のIさんで、譲受人は米川町のJさんです。

土地の所在は、14ページにあります高松町、畑、198㎡です。

申請理由は、申請地を贈与より譲り受けて、資材置場を設置したいということです。

申請地周辺の農地区分につきましては、鉄道駅に近隣している区域であり、第3種農地に該当します。

資力及び信用につきましては、金融機関からの残高証明書が提出されております。

遅滞なく転用目的に供することの確実性につきましては、添付された事業計画書から妥当と判断されます。

土地改良区の同意の意見書は添付されております。

計画面積につきましては、添付された土地利用計画図から適当と思われます。

周辺農地の営農条件への支障につきましては、付近に耕作中の農地は存在せず、被害発生の恐れはないと考えられます。

現地調査は、阿部委員、浜田委員、永井委員にお願いしました。以上です。

議 長 議案の説明が終わりました。現地調査の報告をお願いします。

阿部委員 現在Jさんが資材置き場として使っているところの飛び地を同じようにJさんが資材置き場として使用したいという事です。特に問題はないと思います。皆様の審議をお願いいたします。

議 長 議案の説明と現地調査の報告がありましたが、ご意見ご質問等はありませんか。

角 委 員 資材置き場となっているのですが、古物廃品回収ですか？

事務局 そうです。リサイクルの廃品回収業をされていると聞いています。

角委員 どういう品物があるのですか。

事務局 現地調査の時に見たものは、自転車等が多く置いてありました。よく市内で違法転用などの状況の冷蔵庫等が山積になっているという状況ではなく、鉄製のものでは自転車が多くあったのと、あと写真に写っているようなコンテナが多く置いてありました。

阿部委員 現地は案外廃品とかりサイクル業者が市内で使っているような状態とは全然違う位の結構すっきりした状態。普段それだけ見ればふーんと思うかもしれませんが、市内で点々と廃品を置いておられるところから比べると全くきれい。

角委員 今後も近隣に迷惑をかけることもない。景観をそこねることもない。

永井委員 まだ、山林になってまして、山林の解消にもなるかな？雑木が非常に多かった。

阿部委員 今言われるように雑木が生えている状態。山林の解消になるのでは。

事務局 15ページの構図をみていただけたらと思いますけど、今回の申請地は畑として残っています。こちらの方は、まさに雑木林、山林のような状態になっておりましてそちらの東側の土地についても山林のような状態になっています。話によりますと、東側の土地もここは山林ですので農地法の制限はありませんが、所有権移転をして、資材置き場にするという計画があがっていると連絡を受けております。ですので、今写真では草が生えている状態ですけど、南側の土地につきましては、下がコンクリート打ちの状態になっていまして、その上に資材を置いているという状況も発生しています。あと雑種地の一部をKさんの方に貸し出しているというような現状もあるようでして、そのため貸し出している部分の面積がちょっと少なくなって手狭になっています。出来ればこの土地を農地転用して自分の資材置き場として活用したいという意思もあるようです。

角委員 問題がおきなければいいのですが、気がかりです。皆さん、どうでしょうか。

藪内委員 山林が片付くといいのか、山林のままだいいのか。

角委員 置きっぱなしになると困るのだけれど。廃品回収の一時的な置き場としてならいいのですが。

議 長 それでは採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 賛成多数ですので、(番号3)は、原案のとおり承認されました。
続きまして番号4を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (番号4)

譲渡人は、兵庫県西宮市のKさんで、譲受人は米子市旗ヶ崎のLさんです。

土地の所在は、18ページにあります高松町、畑、284㎡です。

申請理由は、申請地を売買により譲り受けて、一般個人住宅を建築したいとのこと。

申請地周辺の農地区分につきましては、住宅が連たんしている区域であり、第3種農地に該当します。

資力及び信用につきましては、金融機関からの融資証明書が提出されております。

遅滞なく転用目的に供することの確実性につきましては、添付された事業計画書から妥当と判断されます。

土地改良区の同意の意見書は添付されております。

計画面積につきましては、添付された土地利用計画図から適当と思われます。

周辺農地の営農条件への支障につきましては、隣接農地との境界にブロックを設置することから、流水等による被害発生の恐れはないと考えられます。

隣接土地所有者への同意は取っておられます。

現地調査は、阿部委員、浜田委員、永井委員にお願いしました。以上です。

議 長 議案の説明が終わりました。現地調査の報告をお願いします。

阿部委員 畑に使えばつかえるんですけど、道を挟んだ南側には譲受人の両親が住んでいるこの場所に住宅を建てるという事です。皆様の審議をお願いいたします。

議 長 議案の説明と現地調査の報告がありましたが、ご意見ご質問等はありませんか。
それでは採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、(番号4)は、原案のとおり承認されました。
続きまして番号5を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 （番号５）

譲渡人は、竹内町のMさんで、譲受人は外江町のNさんです。

土地の所在は、２１ページにあります外江町、畑、８７㎡、及び外江町、畑、２８０㎡、合計３６７㎡です。

申請理由は、申請地を売買により譲り受けて、露天駐車場を設置したいということです。

申請地周辺の農地区分につきましては、住宅が連たんしている区域に近接している区域であり、第２種農地に該当します。

資力及び信用につきましては、金融機関からの残高証明書が提出されております。

遅滞なく転用目的に供することの確実性につきましては、添付された事業計画書から妥当と判断されます。

土地改良区の同意の意見書は添付されております。

計画面積につきましては、添付された土地利用計画図から適当と思われます。

周辺農地の営農条件への支障につきましては、隣接地に耕作中の農地は無く、被害発生のおそれはないと考えられます。

隣接土地所有者への同意は取っておられます。

現地調査は、阿部委員、浜田委員、永井委員にお願いしました。以上です。

議長 議案の説明が終わりました。現地調査の報告をお願いします。

浜田委員 農地としては再生出来ない所、駐車場にするにも大変な土地です。皆様の審議をお願いいたします。

議長 議案の説明と現地調査の報告がありましたが、ご意見ご質問等はありませんか。それでは採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長 全員賛成ですので、（番号５）は、原案のとおり承認されました。続きまして、議案第２２号「非農地証明申請について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第２２号「非農地証明申請について」を説明させていただきます。議案**２４**ページです。

（番号１）

申請人は竹内町のOさんです。土地の所在は、竹内町、田、３３３㎡、及び竹内町、田、２２３㎡、及び竹内町、田、１９５㎡、合計７５１㎡で調整区域内

にあります。地図は２５ページです。

申請地は３０年以上前より倉庫及び資材置場として利用されており、農地としての再生は困難とのことです。

現地調査は、阿部委員、浜田委員、永井委員にお願いしました。以上です。

議 長 議案の説明が終わりました。現地調査の報告をお願いします。

阿部委員 以前から資材置き場として使用されていて倉庫が建っていました。畑には再生できないと思います。皆様の審議をお願いいたします。

議 長 議案の説明と現地調査の報告がありましたが、ご意見ご質問等はありませんか。

議 長 倉庫は以前から建っていました。これからは気が付いたときに注意しておくようにしましょう。

議 長 それでは採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第２２号は、原案のとおり承認されました。
続きまして、議案第２３号「農用地利用集積計画（案）について」、議案第２４号「農用地利用配分計画（案）について」を一括して説明をお願いします。

事 務 局 議案第２３号「農用地利用集積計画（案）について」を説明させていただきます。議案の２７ページから２９ページです。

２８ページが総括表です。賃借権設定のみで、畑１４筆、１４，７０７㎡です。

２９ページが利用権設定の各筆明細です。下から２筆が新規就農者への実験圃場となっており、配分は就農に合わせて行います。

いずれも、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項各号の要件に該当しており、特に問題はないと考えます。続きまして、議案第２４号「農用地利用配分計画（案）について」を説明させていただきます。議案の３０ページから３１ページです。

これは農地中間管理事業により借り受けた農地を耕作者に貸し付けるために作成する計画ですが、市町村が農地中間管理機構である鳥取県農業農村担い手育成機構から依頼を受けて農用地利用配分計画の案を作成することになっており、この案を作成するにあたっては、農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条に「必要があると認めるときは、農業委員会の意見を聴くものとする」とあることから、境港市長から意見を求められたものになります。

今回は、利用集積計画で集積された農地について、新規就農者への実験圃場 2 筆を除く全筆を配分するという配分計画案になっています。

なお、農用地利用配分計画は、担い手育成機構から県に提出され、県知事の告示により決定されることになります。以上です。

議 長 議案の説明が終わりました。他にご意見ご質問等はありませんか。

阿部委員 Pさんは新規参入ですか。

事 務 局 市内の農家さんに今まで焼酎用の芋作りをお願いしていたが、それが難しくなったので、自分たちで作ることになったようです。

議 長 それでは採決いたします。議案第 2 3 号に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第 2 3 号は、原案のとおり承認されました。続きまして、議案第 2 4 号に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第 2 4 号は、原案のとおり承認されました。

(事務局から次の事項について報告)

報告第 1 4 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知書

報告第 1 5 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について

(事務局からその他項目について説明)

・「境港市農業委員会の委員等候補者選考委員会」委員の推薦について

・今後の予定

○米子市農地転用事案現地調査(会長) 令和 3 年 5 月 1 3 日(木)

○常設審議委員会(会長) 令和 3 年 5 月 2 4 日(月)

○第 6 回境港市農業委員会総会(第 1 会議室) 令和 3 年 6 月 1 4 日(月)

◆午後 1 時 3 0 分～

○第 1 回農地専門部会(第 1 会議室)

農地法第 3 条第 2 項第 5 号に定める下限面積について

◆総会終了後～

- ・ 農業委員会情報 市報5月号「畑に鶏糞等の肥料をすき込む際の注意」
市報6月号「農地の貸し借りについて」予定

議 長 以上で本日の審議は終了いたしました。その他に皆さんの方からございませんか。

議 長 それでは以上をもちまして令和3年第5回境港市農業委員会総会を閉会します。

令和3年5月10日

境港市農業委員会

議 長

署名委員

署名委員
